

令和 6 年度

堺市立学校園運営における指針

堺市教育委員会

平成八（一九九六）年七月 堺市の学校給食から
腸管出血性大腸菌O一五七による感染症が発生し
多くの児童を苦しめ 三人の尊い命を失いました
私たちは忘れません
多くの子どもたちの苦しむ姿を
夢をたたれ 将来を奪われた三人の幼い命を
痛恨の思いを胸に
私たちは誓います
二度とこのような不幸を繰り返さない
私たちはめざします
安全で楽しい学校給食を
そして健やかな心と体をはぐくむ
明るく元気な「わがまち・堺」の実現を



0157 堺市学童集団下痢症の碑「永遠に」～心に刻み伝えるために～

※ 「0157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」及び「0157 堺市学童集団下痢症
追悼と誓いのつどい」については 84 ページ参照

はじめに

予測困難で変化の激しい時代においては、新たな知識が次々と発生して、断片的なある地点の知識だけではもう通用しない世の中となっています。これからの時代を生きる子どもたちに対しては、先哲や他人の英知を学び、新しい知識を身につけることが必要です。

子どもたちが、先哲や他人の英知から過去の事象の成り立ちや移り変わりを理解すれば、将来はこうなるだろうと、次の行動に移すことができる可能性が高まります。知識に加え、体験に伴う感性を身につければ、時間的・空間的な学びの広がりができることになり、AI時代の到来で求められるであろうEQ(感情指数)を高める教育への転換に繋がります。成功体験を積み重ねて感情指数を高め、自信を持って活躍できる子どもたちを育てていくことが重要です。

本指針では、第3期「未来をつくる堺教育プラン」における5年間の主な取組に基づき、令和6年度の学校園の取組指針を示しています。プラン4年次を迎える令和6年度は、これまでの取組を検証していく中で、諸課題の解決に向けた確かな進捗が求められる1年となります。

本市においては、未来を担う子どもたちに必要となる資質・能力を育み、子どもたちの可能性を引き出すために、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実をめざし、授業改善やカリキュラムの改善に向けた取組を推進しています。

これら授業改善やカリキュラムの改善をはじめ、ICTの活用推進、多様な学びへの対応、教職員の働き方改革、様々な不祥事の未然防止等、学校園における教育活動のさらなる充実や、多様で複雑化した課題の解決に向けては、組織的な取組が欠かせません。全教職員による連携のみならず、家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことがより一層必要です。

教育委員会においても、今般の教育課題に対する国の方針等をふまえ、第3期プランを補完するものとして堺市の教育の“めざす姿”と“重点的に取り組むポイント”を整理しました。子どもたちにとってより良い教育環境を実現すること、また、信頼される教育行政を実現するためには、学校園と教育委員会が思いをひとつに取組を進める必要があります。本指針においては、その要素も取り入れながら、学校園運営の一助となるよう取組指針を取りまとめました。

各校園長のリーダーシップのもと、自主性・自律性に富んだ学校園運営により、子どもたち一人ひとりが未来を切り拓くことのできる資質・能力を組織的に育成し、家庭や地域と連携・協働しながら、学校園の実情に応じた魅力的な取組を推進することを期待しています。

目 次

第1章	第3期「未来をつくる堺教育プラン」について	1
	〈資料〉新たな学校～学校群で実現をめざす堺の学び～	3
	〈資料〉学校園における組織力の向上	5
	〈資料〉堺市の教育の“めざす姿”と“重点的に取り組むポイント”	7
第2章	第3期プラン（4年次）における取組指針	
1	「総合的な学力」の育成	9
	〈資料〉本市で育成をめざす資質・能力「総合的な学力」について	13
	〈資料〉子どもが学ぶための最適な方法や形態を考えた授業づくりについて	14
2	グローバルに活躍できる力の育成	15
3	超スマート社会（Society5.0）で活躍できる力の育成	17
4	豊かな心の育成	19
5	健やかな体の育成	20
	〈資料〉部活動の充実に向けて	24
6	特別支援教育の推進	25
7	つながる教育の推進	27
	〈資料〉幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	30
8	学びの機会の確保	31
9	学校マネジメント力の向上	33
10	信頼される教員の育成	35
	〈資料〉個人情報の徹底管理 9のポイント	39
11	えがおあふれる学びの場づくり	41
	〈資料〉堺市いじめ防止基本方針（概要）	47
	〈資料〉いじめ対応チェックシート	48
	〈資料〉堺市立学校園性暴力防止ガイドライン（概要版）	49
12	子どもの安全確保	51
	〈資料〉堺市版 学校園施設・設備における安全点検（フロー図）	55
	〈資料〉特に気をつけてほしい重要チェックポイント	56
	〈資料〉学校における調理実習の留意点	57
	〈資料〉自然災害発生時の学校園の対応	60
13	ひろがる教育の推進	62
第3章	教育課程の編成と実施にあたって	
1	幼稚園	64
2	小学校、中学校	65
3	高等学校	73
4	支援学校	74
第4章	人権教育の推進について	
1	人権教育の推進	75
2	平和教育の推進	77
参考資料		
	学習指導要領改訂と教科書採択のスケジュール等	78
	家での7つのやくそく	79
	堺市立学校スマホ・ネット ルール5 “まもるんやさかい”	80
	新たな教育振興基本計画	81
	「0157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」の制定について	84
	取組事項一覧	85

※本文中の [取組事項一覧](#) をクリックすると巻末の取組事項一覧へ移動します。

第1章 第3期「未来をつくる堺教育プラン」について

堺市の教育理念「ひとづくり・まなび・ゆめ」

■ 豊かな心の人づくり

自分のよさや可能性を知り、多様な価値観を認め、相手の立場を思いやり大切にできる豊かな心、大きな視野で社会やものごとをとらえることのできる心のゆとり、秩序を重んじ、社会性を身につけるための規範意識の育成を進めます。

■ 確かな学びの形成

社会の中で生きていくために必要となる、自ら問題を発見し、試行錯誤しながら解決し、新たな価値を創造していくことができる力や、自ら学び、他者と協働しながら、学んだことを社会で生かすことのできる幅広い学力の確かな形成に努めます。

■ ゆめをはぐくむ教育の推進

未来をつくる子どもたちが、自分のよさや個性、可能性を発揮し、ゆめの実現に向けて多様な選択ができる誰一人取り残すことのない教育を推進します。

また、先人から受け継いだ自由・自治の精神、歴史・文化を継承し、優れた文化を創造できる教育を推進します。

1 めざす子ども像「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」

- 自分のよさを知り、人を認め、人とつながり協働する
- 自らを律し、自ら学び続け、自らを表現する
- ゆめの実現に向けて挑戦する
- 堺を愛し、堺を誇りとする
- 多様な価値観を認め、多様な文化を理解する

2 めざす学校像「子どもの未来をつくる学校」

- 主体的・協働的な学びを通して「総合的な学力」を育む学校
- 多様性を認め、一人ひとりの個性を尊重する学校
- 子どもの発達段階に応じて一貫した教育を行う学校
- 「チーム力」を発揮し、家庭・地域・関係機関とともに子どもを育てる学校
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応に真摯に取り組み、早期解決を図る学校

3 めざす教員像「情熱・指導力・人間力を備えた教員」

- 子どもを愛し、ゆめと情熱をもち続ける人
- 子どもに寄り添い、学び続け、確かな指導力をもつ人
- 豊かな人権感覚をもち、信頼される人間力をもつ人
- 高い危機管理意識をもち、子どもの生命や心身の安全・安心を確保できる人
- 「いじめは絶対に許さない」と毅然とした態度を示し、子どものSOSに気づく感度の高い人

SDGs の視点



本プランでは、SDGs の 17 の目標のうち、目標 4「質の高い教育をみんなに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標 10「人や国の不平等をなくそう」、目標 16「平和と公正をすべての人に」及び目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」の 5 つのゴールを共通目標とし、基本的方向性及び基本施策ごとに、SDGs の目標を掲げています。

5 つの基本的方向性と 16 の基本施策

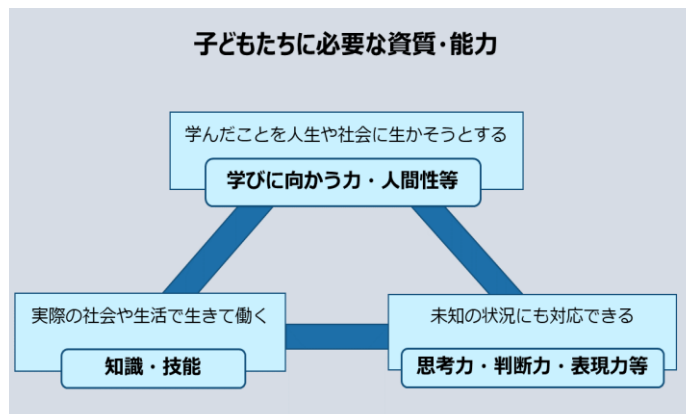
「ひとつづくり・まなび・ゆめ」の実現に向けた 5 つの基本的方向性と、それらに基づく 16 の基本施策を示しています。



新たな学校 ～学校群で実現をめざす堺の学び～

◆学習指導要領が示す「3つの資質・能力」

学習指導要領では、子どもたちに必要な資質・能力として、実際の社会や生活で生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の3つが示されています。



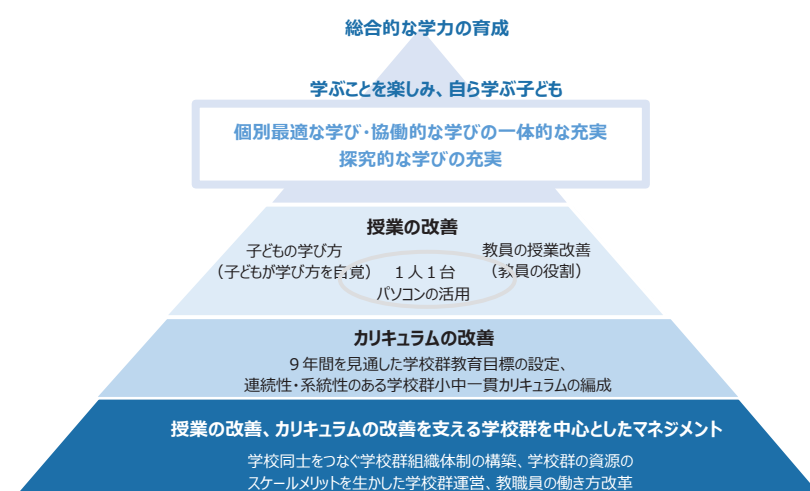
◆本市がめざす「総合的な学力」の育成

本市では、学習指導要領で示された3つの資質・能力を子ども自身が多様な他者とつながりながら学校教育の各教科等で育み、家庭教育や社会教育の場において様々な主体と協働・連携しながら実社会と結び付けて発揮する「総合的な学力」の育成をめざします。



◆これからの堺の学び

「総合的な学力」を育成するため、これからの堺の学びとして、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、探究的な学びの充実をめざして、中学校区を構成する小・中学校を「学校群」という1つの単位として捉え、学校群で授業の改善、カリキュラムの改善、それらを支えるマネジメントに取り組みます。



◆新たな学校マネジメントモデル事業

令和5年度から5中学校区が、新たな学校マネジメントモデル事業のモデル学校群として、「授業の改善」「カリキュラムの改善」「学校群を中心としたマネジメント」に取り組んでいます。令和6年度は3学校群を追加し、8学校群でモデル事業に取り組めます。

モデル学校群	構成学校	所在区	開始
陵西学校群	陵西中学校、少林寺小学校、安井小学校、大仙西小学校	堺区	R5～
旭学校群	旭中学校、神石小学校、大仙小学校	堺区	
若松台学校群	若松台中学校、上神谷小学校、若松台小学校、茶山台小学校	南区	
三原台学校群	三原台中学校、三原台小学校、泉北高倉小学校	南区	
五箇荘学校群	五箇荘中学校、五箇荘小学校、五箇荘東小学校、新浅香山小学校	北区	
月州学校群	月州中学校、三宝小学校、錦西小学校、市小学校	堺区	R6～
八田荘学校群	八田荘中学校、八田荘小学校、八田荘西小学校	中区	
赤坂台学校群	赤坂台中学校、赤坂台小学校、新檜尾台小学校	南区	

新たな学校マネジメントモデル学校群での取組事例

●学校群で取組を検討するための組織体制の構築

モデル学校群では、学校群を構成する小・中学校の教員が構成員となる、学力向上部会、生徒指導部会など、学校群単位の専門部会等を設置し、学校群で教育活動を進める組織体制を構築して取組を検討、実施しています。

●リアルとオンラインを組み合わせた学校群をつなぐ工夫

学校群を構成する小・中学校の子どもたちをつなぐ工夫として、学校群内の地域資源を活用して、子どもたちが対面で交流しながら体験学習を行う機会の設定や、各校で事前に学習した内容をオンラインの合同授業で発表し合う機会の設定などに取り組んでいます。また、これらの取組の検討や準備では、担当の教職員が対面で検討会議をした後、分担して作成した教材等は Teams で共有して確認し合うなど、学校群内の教職員も ICT を活用しながらつながりを深めています。

学校群の組織体制例



学校園における組織力の向上

学校園における組織力を向上し、教育の充実を果たして、堺の教育への信頼を回復していくことを目的に、校園長会と「未来をつくる堺の誇り」を作成しました。このプランを今後の取組に活用してください。

教職員としての“誇り”と“自覚”を！ ～「未来をつくる堺の^{PRIDE}誇り」より～

大多数の教職員が真摯な努力を日々重ねているにも関わらず、残念ながら令和4年度、令和5年度と連続してさまざまな不祥事案が頻発しました。本市の学校園と教職員に対する信頼は著しく損なわれ、その回復への遠く厳しい道りを歩み始めた途端に、類似の不祥事案が生起することで、以前にも増して不信感が増大する“負のスパイラル”に陥っています。しかし、反省のために立ち止まることは、許されません。不祥事を起こすことなく、教職員としての“自覚”と“誇り”に基づき、全ての学校園で以前にも増して教育の充実を実現させていく以外には、信頼の回復はとても望めないのです。

◎学校管理職・教育委員会事務局に求められる“信頼回復への5つの柱”

(1) 意識改革

不祥事の原因の本質を深く掘り下げようともせず、誰かの“せい”、何かの“せい”に押し付けてしまうことで、本来自らが担うべき責任を回避してはなりません。原因を外部にのみ求め、「仕方がなかった、やむを得なかった」と思考停止することで、不祥事の原因の本質が覆い隠され、不祥事の再発防止には全く結びつかないのです。「まさか先生がそんなことをするなんて」—この言葉に込められた教職員への期待の大きさと、不祥事の生起で影響を被る人々の存在を忘れず、自らを律しましょう。

(2) マネジメント

現代社会は、ICTをはじめとする科学技術の革新的な発達のもたらした情報化と、国際化が著しく進行する社会です。学校園も決して社会の例外ではありません。事件・事故・災害等の危険性を常に予見し、それを未然に防止するリスクマネジメントの実践が求められます。組織としての学校園が、組織を構成している教職員の個性や能力を最大限に生かして、“より良い学校園”づくり、風通しの良い“チーム学校”となりうる教育環境のマネジメントが学校管理職には必要なのです。

(3) 習慣風土

“学校園”を社会とは切り離された“特別な場”だと錯覚することで、「学校園には学校園独自のルールがあり、やり方がある。教職員以外には理解できないだけで、こうやって教育を行い、一定の成果を上げてきたのだ。」との思い込みから、状況の把握や分析を誤ってしまうケースも散見されます。「学校園独自のルール・やり方」を疑い、学校園もあくまでも社会の一部であることを自覚し、学校園を構成する教職員による相互批判や自浄作用を積極的に促しましょう。

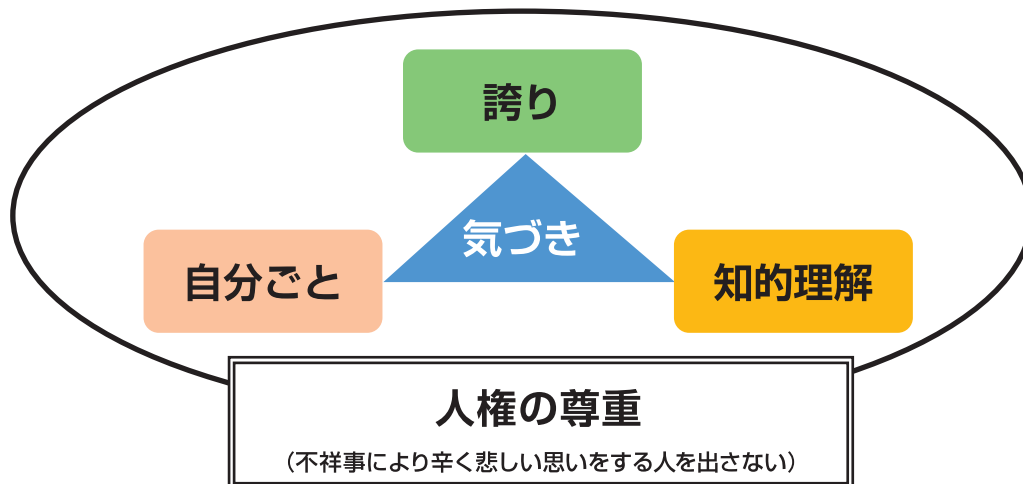
(4) 人材育成

学校管理職は、常々すべての教職員の個性やもてる能力や心理的状况までを理解することに努め、人材の育成による“学校力”の底上げを図る必要があります。特定の教職員に業務を集中したり、任せきりにすることで過重な負担をかけてしまったりせず、常に“チーム学校”を意識した組織づくりを行いましょう。教職員が“職務”の意義を十分に理解し、教育の充実や教育への情熱を担保できるように、人事異動のタイミング等も図りながら教職員のモチベーションを低下させない人材育成のマネジメントに取り組まなければなりません。

(5) 教職員の働き方改革

教職員の長時間勤務という課題は、堺市教職員「働き方改革」プラン“SMILE”」等の各種取組もあって一定程度改善しましたが、さらなる改善が必要です。学校園が保護者や地域との信頼関係に支えられ、教職員にとって心理的安全性の保たれた「ウェルビーイングの向上」につながる働きやすく「働きがい」のある職場でなければ、より良い教育が実践されることはありません。教職員が子どもたちと向き合う十分な時間を保障し、量（時間の長さ）の改革にのみ終わらず、質への転換にも挑戦することが必要です。

◎すべての教職員に求められる5つのキーコンセプト（“鍵”となる概念）



(1) 人権の尊重

教育の目的は、「人格の完成」であり、そのためには自らの人権を守り、他者の人権を守る人間へと子どもたちを導かなければなりません。あらゆる人の人権が尊重され、人として幸せに生きていく権利が守られてこそ、本来の学校教育が実現するのです。学校園に関係するあらゆる人がそれぞれの個性や能力を十分に発揮できているかを、教職員は磨き上げた自らの人権感覚と人権意識で常に見守り、人権が侵害されている人を出さないという、「人権の尊重」を中心に据えた教育こそが不祥事を未然防止するのです。

(2) 誇り

次代を担う子どもたちの心身の成長を促し、一人ひとりの個性や能力を尊重しながら、未来の社会の形成者としての資質を育むことが教職員の大きな職務です。教職員としての「誇り」を常に忘れず、子どもたちの姿を脳裏に浮かべたとき、「自らの言動が先生として胸をはることはできるのか」と常に自問自答しましょう。

(3) 自分ごと

他人の苦痛や苦境はいくらでも傍観してられるが、自分自身の痛みや苦境は、一分一秒でも早く解消することを願うものです。私たち人は、何事もわが身に降りかかると初めて、緊急性のある重大事として認識するようになるのです。不祥事はすべて例外なく、自分にも起こり得る“自分ごと”だと考えなければなりません。

(4) 知的理解

法令や規則に対する知識に欠けているために、自分たちは何も意識せずに行っていることが、時には法律違反として処罰の対象になります。法律等を正しく理解し、何が不祥事へと繋がるかを知ることがとても大切です。また、不祥事は過去の不祥事のコピーであり、記憶を風化させないためにも当事者の痛みや哀しみを学校園でも語り継ぎましょう。

(5) 気づき

不祥事や重大な事故の多くには、発生を予感させる前触れや、その誘因となる状態を露呈していることが多いものです。そうした「ヒヤリハット」と呼ばれるものを見逃さず、必要な「手だて」を打つことが大切です。普段の状況とは何かしら様子が違うなどの小さな異変に気づくことで、その後に起こる不祥事や事故を未然に防ぐ行動をとれるのです。

堺市では、これまで総合教育会議の場を活用し、現在の教育課題や国の動向をふまえながら、教育の各分野における方向性などを議論してきました。ここでは、総合的な学力の育成をはじめ、5分野の”めざす姿”と”重点的に取り組むポイント”について掲載します。

堺市の教育の“めざす姿”と“重点的に取り組むポイント”

令和2年度に策定した第3期プランを補完し、国の方針等をふまえた「道標」や「指針」となるものとして、めざす姿と重点的に取り組むポイントを整理しました。子どもたちにとってよりよい教育環境や市民から信頼される教育行政の実現に向けて、学校園と教育委員会が思いをひとつにして、取組を進めます。

■総合的な学力の育成

めざす姿：学ぶことを楽しみ、自ら学ぶ子ども

- 1 学びのコンパスを活用した授業改善
- 2 探究的な学びの推進
- 3 読解力を育む授業実践
- 4 IRT 調査による個々の子どもの状況分析及び支援
- 5 集団の状況に着目した分析及び授業改善
- 6 教科等横断的な視点でのカリキュラム改善

■不登校対策

めざす姿：不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする

- 1 学校が楽しく、安心できる場所となるための取組の推進
- 2 ICTを活用した「学び」や「気づき」のための効果的な活用実践
- 3 それぞれの子どもが安心できる居場所の確保
- 4 市長事務局や市役所以外の関係部署（機関）との連携強化

■特別支援教育

めざす姿：共生社会の一員として、「ともに認め合い、支える」ことができる子ども

- 1 それぞれの子どもの状況に応じた「学びの場」の見直し
- 2 就学前から卒業後までの切れめのない支援や関係部署との連携強化
- 3 教員の専門性の向上や ICT を活用した効果的な実践

■教職員の働き方改革（働きやすく「働きがい」のある学校の実現）

めざす姿：1 教職員が心身ともに健康な状態で、安心して働くことができる

- 2 教員が子どもの成長を実感することができる
- 3 保護者・地域と信頼関係を築くことができる

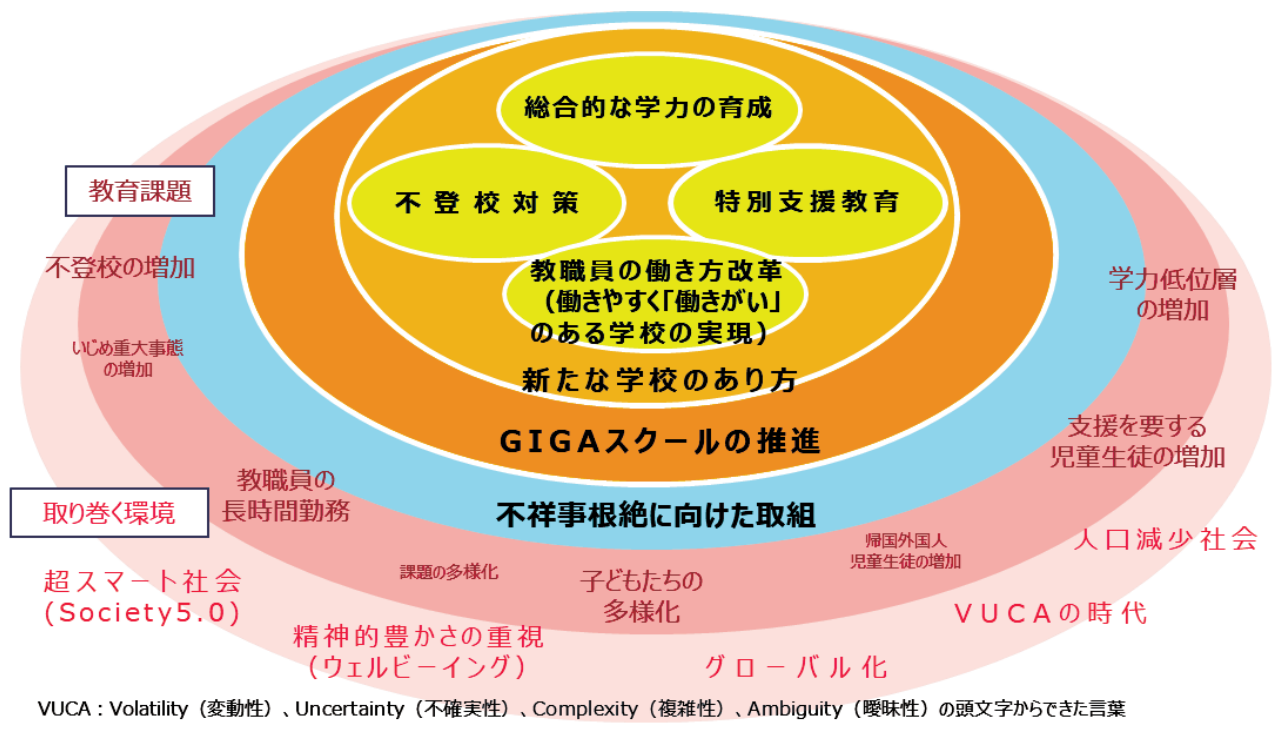
- 1 長時間勤務の解消
- 2 教員業務支援員の配置

- 3 教育課程の充実と授業時数の適切な管理
- 4 長期休業日の見直し
- 5 採点、授業準備・教材研究における ICT 活用の推進
- 6 校内清掃のあり方
- 7 学校行事、校外学習、宿泊学習の精選
- 8 市長・教育長からの地域・保護者向けメッセージの発信
- 9 持続可能な学校部活動への移行

■GIGA スクールの推進

- めざす姿：教育効果の最大化**
- 1 ICT を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、探究的な学びの充実
 - 2 ICT を活用した多様な子どもへの対応
 - 3 ICT を活用した教職員が働きやすく「働きがい」のある学校の実現

【全体イメージ図】



人口減少、超スマート社会(Society5.0)の到来、グローバル化の進展など、変化が激しく将来の予測が困難な社会（取り巻く環境）において、今般の教育課題の中でも特に重点的に取り組むべき分野を示し、不祥事根絶に向けた取組と並行して実践することを表したもの。

※新たな学校のあり方は、今後「新たな学校のあり方取組指針」を策定する予定

第2章 第3期プラン（4年次）における取組指針
基本施策 1 「総合的な学力」の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
学力調査の堺市の平均値（全国を100とした場合） （全国学力・学習状況調査）	小6 100.5 中3 95.8	小6 103 中3 100
「自分で計画を立てて勉強している」と答えた 児童生徒の状況スコア※ （堺市教育委員会調べ）	小6 59.5 中2 54.0	小6 70 中2 70
「ふだんから『なぜだろう。』『調べてみたいな。』と 思うことがある」と答えた児童生徒の状況スコア※ （堺市教育委員会調べ）	小6 70.6 中2 66.5	小6 80 中2 80

■主な取組

◇授業改善の推進

① すべての子どもは生まれながらにして有能な学びてであるという「子ども観」【全】

教員は、個々の子どもがどのように生きようとしているのか、どのように学ぼうとしているのかを見取ること、個々の子どもの発言や活動がその子にとってどのような意味をもつのかを知ろうとする心構えが大切であり、子どもが自分のよさや可能性を認識する授業の実現を図る。

そのために、教員が、「子どもは教えられる白紙の存在」として捉えるのではなく、「子どもは有能な学びてである」という子ども観による、個々の子どもから生まれる個性的な学び(*)の姿を、その子どもならではのかけがえのないものとして大切にしたい授業を行う。

例えば、授業等で子どもたちが困ったときに、教員が解決するだけでなく、子どもたち自ら協働しながら解決できると教員が捉え、子どもたち自身が自分事として関わることができるよう、環境を整えたり、子どもと対話したりしながら探究的な学びの充実に努めることが大切である。

(*)個々の多様な能力・適性、興味・関心、性格、学習経験等

② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実にめざした教員の「指導観」【小中高】

教員は主体的に学ぶ子どもの姿を捉えながら、「今なぜその学習をしているのか」、「この学習の次にすることは何か」などを語る子どもの姿をイメージし、教員の思いのみで進める授業ではなく、個々の子どもの学びを最大限に引き出す「指導観」に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を図る。

そのために、子どもが自己調整しながら学習を進め、子ども自身が自分に合った学びができていると感じる「個別最適な学び」と、子どもが自分の求めに応じて他者と関わり、異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを

※ 質問項目についての平均回答状況を下式によって数値化しています。

(当てはまる(%))×3 + 「どちらかといえば、当てはまる(%))×2 + 「どちらかといえば、当てはまらない(%)) / 3

なお、上記のスコア(状況スコア)は最高100、最低0の範囲となり、大きいほど、児童生徒の意識状況が良好であることを意味します。

生み出す「協働的な学び」の一体的な充実に努める。

③ 教科の本質や系統性を意識した「教材観」【小中高】

教員は、子どもの立場に立ち、その学習内容を学ぶことの必然性や意義を考え、教員が子どもにとってその内容を学ぶことが真に必要で、子どもと一緒に学び深めたいと思えるようになるまで教材研究を行う。また、本時や本単元を学習した後、子どもは何ができるようになっていくのかを明確にした授業の実現を図る。

そのために、教員は、子どもがどのような知識や経験を持ち合わせているのかを的確に把握し、常にその教科の本質に立ち返り、本時や本単元が、これまでの学びやこれからの学びの中でどのように位置付けられているのかを明らかにして授業を行う。授業後、教員は子どもの立場に立って子ども自身の学びについて振り返りを行い、授業改善につなげる。

例えば、教材研究を行う際は、教科書と学習指導要領を読み比べ、本単元のめざす指導事項は何か、この指導事項を学ぶのにこの教材を扱うのはなぜか、なぜこの時数なのか、なぜこの学習形態なのかを吟味し、解釈することが肝要である。

④ 子どもが学ぶ適切な方法や形態を考えた授業【小中高】

教員は、子どもの総合的な学力の育成に向けて、上記に示した①「子ども観」②「指導観」③「教材観」を関連させた指導を日々行う。

そして、ICTの活用を前提とし、個々の子どもが自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう、子どもの成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、子どもの興味関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することが大切である。授業においては、学習の集団や学習の時間、学ぶ順番、使用する教材・教具、学習課題、結論などが同一のものではなく、子どもが自分に適したものを選択できる新たな授業形態に取り組むことで、一斉授業の強み弱みを教員と子どもが理解することが大切である。

そのために、子どもが自ら学びを進める「学びのコンパス」や STEAM の視点による探究的な学びの充実「堺 STEAM ブック」を活用したり、学びのインフルエンサーの支援も積極的に活用したりしながら、探究的な学びを進め、様々な授業形態を個々の得意に応じて選択できる学習方法や学習形態を組み合わせるなど、子どもが学ぶための最適な方法や形態を常に考え、日々の授業を行う。

⑤ 各種調査等を活用した検証改善サイクルの確立【小中】 **取組事項一覧**

管理職は、本市の総合的な学力について全教職員で共有する体制を構築するとともに、学校教育目標（学校群教育目標）の達成に向けて、総合的な学力育成の実現状況の視点で検証改善分析シート等を活用し、学力調査結果等を組織的に分析するほか、保護者や地域の方と学校教育目標の実現状況について共有するなど、学校の総合的な学力の育成における検証改善サイクルを確立する。

また、教員は、各種学力調査結果等から個々の子どもの学習状況の把握や分析を行い、成果や課題などについて、子どもや保護者と共有し、個々の子どもの資質・能力に応じたアドバイスを行うほか、教員はこれまでの自身の授業についての振り返りを行い、今後の授業改善につなげる。

◇教育課程の充実

① 適切な教育課程の編成実施とカリキュラム・マネジメントの充実【小中】 取組事項一覧

学校教育目標の達成に必要な資質・能力を全教職員で共通理解し、適切な教育課程を編成する。学習指導要領の内容や、義務教育 9 年間を見通しためざす子ども像（「小中一貫グランドデザイン（全体構想）」）等を踏まえた年間指導（評価）計画を作成し、定期的に進捗状況を把握することで、指導すべき内容を指導するために必要な年間標準授業時数を確実に確保する。

また、教科等の年間指導（評価）計画を評価・検証し、次年度に向けた改善を行うなど、教育課程の評価・改善に継続的に取り組み、カリキュラム・マネジメントの充実に努める。

なお、計画段階において、児童生徒の学習内容の定着状況等を鑑みて、適度にゆとりをもたせて授業時数を確保することは考えられるが、年間標準授業時数を大幅に上回って計画することのないように留意する。

② 妥当性・信頼性の高い学習評価を実施するための組織的な取組の推進【小中】

学習指導要領等を踏まえた教育活動の一層の充実をはかるとともに、評価規準や評価方法について事前に教員同士で検討したり、評価に関する実践事例を蓄積し共有したりするなどし、評価に係る教員の力量の向上を図るための組織的・計画的な取組を進める。

児童生徒や保護者に対し、評価に関する仕組み等についての事前説明や、評価結果についての丁寧な説明など、評価に関する情報を提供し、児童生徒や保護者の理解を図る。また、定期考査等の問題作成や配点・採点基準の決定について、組織的・計画的に検討し、生徒・保護者からあらゆる疑念も持たれないよう、適切な実施を徹底する。

③ 高学年における教科担任制の推進【小】

小学校高学年の外国語、理科、算数、体育を中心とした各教科において、各校の状況に応じ専科教員や学級担任間の授業交換による教科担任制を実施する。教員の適性を生かしたより質の高い授業を実施することで、児童の学習内容の理解度・定着度の向上を図るとともに、系統的な指導を行うことにより、中学校への円滑な接続を図る。

◇家庭学習習慣の形成

① 自律的に学ぶ力を育む家庭学習の充実【小中】

教員は、授業での学習のまとめ・個々の子どもの学習の振り返りの交流等をもとに、児童生徒が新たな疑問や課題を設定できるよう、教員は授業展開や授業形態を工夫し、子どもが抱いた新たな疑問や課題を家庭学習につなげる。

また、授業の導入段階において、子どもが授業と関連付けて学習内容や学習方法を選択し家庭で取り組んだ学習を取り上げるなど、家庭学習と授業のつながりを意識できるように工夫する。また、なぜ家庭学習をするのかを子どもとともに考え、子ども自身が目的意識をもって取り組むことができるようにすることが肝要である。

子どもが規則正しい生活習慣や学習習慣を身に付け、自分の行動を自分で律する力を付けるため、学校は、「家での 7 つのやくそく」を推進し、教員は家庭学習の充実に向け、教員は児童生徒用パソコンの持ち帰りや自学自習ノートの活用、自学自習ノートの校内掲示など、子どもの実態に応じて工夫して取り組む。児童生徒用パソコンの持ち帰りの際、ネット環境の整っていない家庭がある場合は、オフライン上でのドリルコンテンツの活用に加え、例えば、音楽のリコーダー等の練習の様子、体育の表現活動の練習の様子、図工や美術の鑑賞の活動における身の回りの造形物等を撮影し、学校で共有する。また、自主学習として調べたことを動画やプレゼンター

ションソフトを活用してまとめることなども考えられる。

◇学力低位層への支援

①基礎学力定着に向けた系統性を意識したカリキュラムの改善【小中】

教員は、全国学力・学習状況調査等の結果分析をもとに課題のある問題の指導の系統性を示した「分析のしおり」等を参考にしたり、学力低位層の子どもたちが、どこでどのようにつまづいているのか、どのようにその内容がつながっていくのかを意識したりして日々の授業を行うことが重要である。

②効果的な少人数指導の充実【小中】

小学校3～6年での国語・算数・理科、中学校全学年での国語・数学・理科・英語において、ティーム・ティーチング、学級や学年を分割した均等分割、習熟度別指導等の少人数指導を、児童生徒の学習状況に応じて、効果的に実施することで、個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。

習熟度別指導等加配配置校は、小学校算数では配置学年において年間指導計画時数の30%以上を習熟度別指導で実施すること、中学校数学・英語では主たる配置学年において年間標準授業時数の30%以上を習熟度別指導で実施する。

◇「子ども堺学」の推進

①「子ども堺学」の取組の推進【小中】

各校区の歴史・文化・自然などの特徴を生かし、「堺（地域）を学ぶ」「堺（地域）で学ぶ」、「子ども堺学」のカリキュラムの実施に向けて、地域の教育資源や「子ども堺学 学習プログラム」を活用し、中学校区で一貫した取組を推進する。

総合的な学習の時間では、「子ども堺学」の視点を踏まえた探究的な学習活動を展開する。また、学校図書館に「子ども堺学コーナー」を設置し、「子ども堺学」の調べ学習に活用できる蔵書の充実を図る。

②世界文化遺産学習の推進及び副読本の効果的な活用【小中】

「堺市世界遺産学習ノート」や「わたしたちのまち堺」（小学校社会科副読本）、「わたしたちの堺」（中学校社会科副読本）等や地域の人材を効果的に活用することで、郷土を愛するとともに、多様な文化を尊重し、それらの文化を将来へ継承するためにどうすべきかを考え、実行する人材を育成する。

◇学校図書館教育の推進

①学校図書館の整備推進と計画的活用【小中】

司書教諭等の学校図書館担当教員と、学校司書が連携を図り、国が定める「学校図書館図書標準」に基づいた図書整備等を計画的に進める。

新聞については、小学校で1紙分、中学校で3紙分、高等学校で4紙分を予算措置しており、児童生徒が手にとって読むことができるよう、新聞を学校図書館に配備し、有効に活用する。

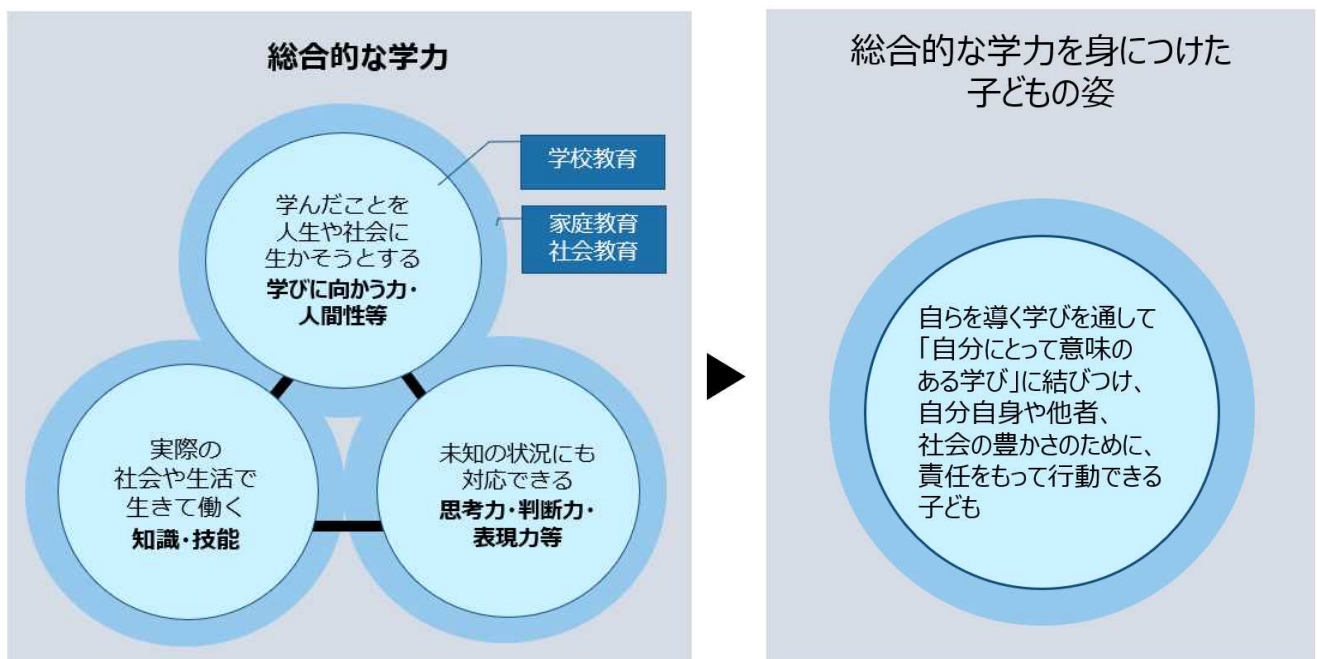
並行読書・調べ学習等を各教科の年間指導（評価）計画に組み込み、問題解決的な学習や探究的な学習の一助とするなど、学校図書館を読書センター・学習センター・情報センターとして有効活用する。

本市で育成をめざす資質・能力「総合的な学力」について

学習指導要領で示された子どもたちに必要な3つの資質・能力をふまえ、これまで本市で育成をめざしてきた「総合的な学力」との関係を整理し、「個人や社会の豊かさの実現に向けて、学習指導要領で示された3つの資質・能力を子ども自身が多様な他者とつながりながら学校教育の各教科等で育み、家庭教育や社会教育の場において、様々な主体と協働・連携しながら実社会と結び付けて発揮するもの」を「総合的な学力」と定義した。

また、総合的な学力を身に付けた子どもの姿を「自らを導く学びを通して『自分にとって意味のある学び』に結び付け、自分自身や他者、社会の豊かさのために、責任をもって行動できる子ども」とした。

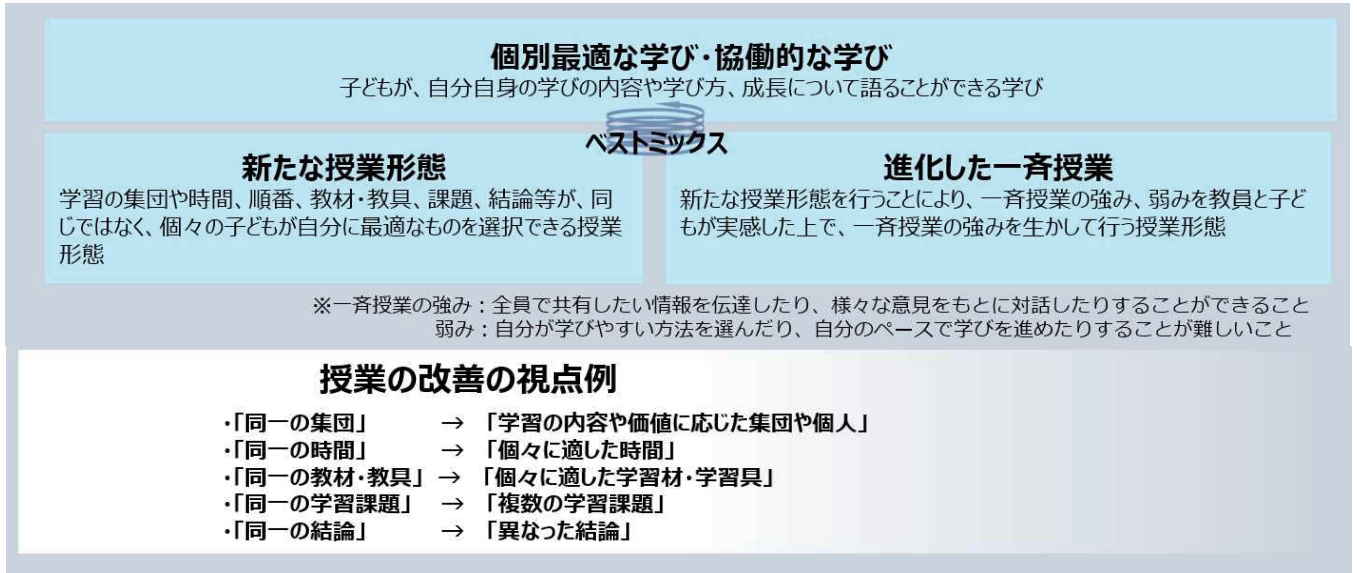
子どもが総合的な学力を身に付けるために、授業では、子ども自身が主体的に課題を見つけ、何を学ぶのか（学びの内容）や、どのように学ぶのか（学びの方法）を選択し、子ども自身が、何ができるようになったのか（自分の成長）を実感し表現するというような「学ぶことを楽しみ、自ら学ぶ子ども」の姿を積み重ねていくことが大切である。



コラム 総合的な学力を身に付けた子どもの姿「自律した学習者」について

子どもが学ぶ適切な方法や形態を考えた授業づくりに取り組んでいる教員から、子どもの変容について話を聞く機会があった。その教員は、2学期末の子どもの姿を思い出しながら「休み時間に学習する子が増えました」と話してくれた。具体的に話を聞くと、総合的な学習の時間で自分の興味に応じてグループを組み、探究を進めている時、休み時間に集まって学習を進めている子どもたちが増えたとのこと。その教員が、子どもに「なぜ休み時間に進めているのか」と問うたところ、子どもたちは「授業の時間には、クラス全員がそろそろ。個別進められることを授業でするのはもったいないし、次の時間は、全員で話し合う時間にしたい。だから、休み時間に自分たちだけでできることを進めています」と答えた。自分たちが学ぶ目的は何か、目的のためにどのように学ぶのが良いのかを考えている姿は、学ぶことを楽しみ、自ら学びを進める「自律した学習者」の姿である。

子どもが学ぶための最適な方法や形態を考えた授業づくりについて

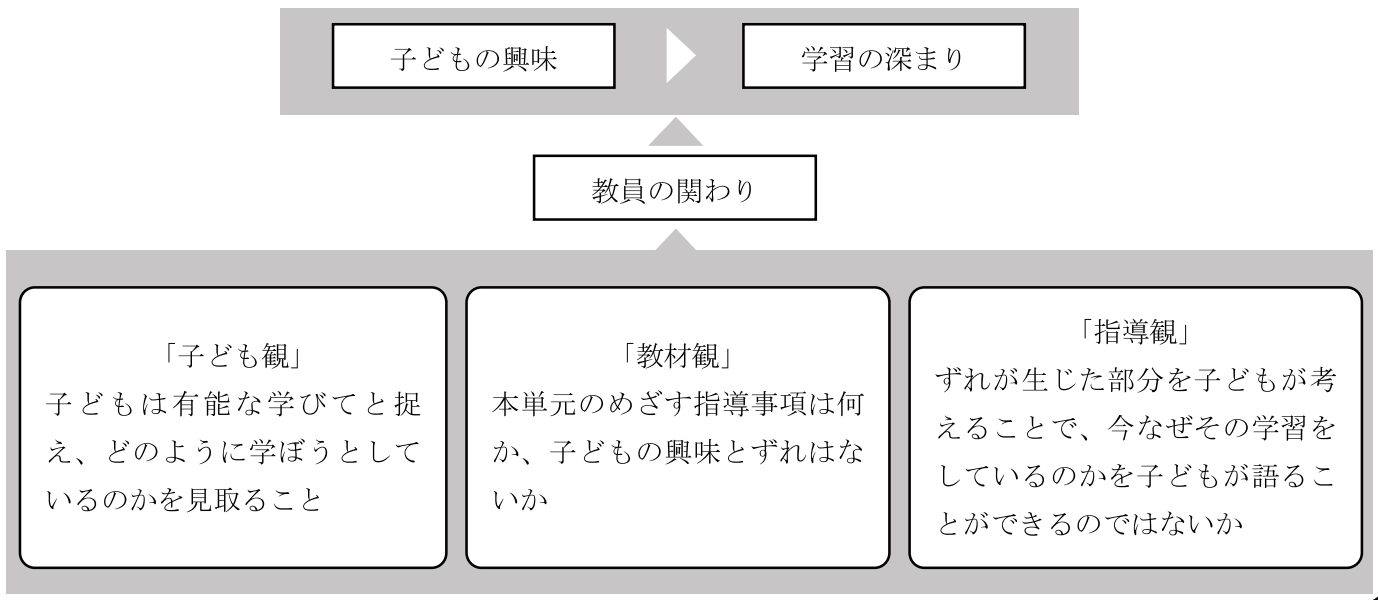


※ICT の活用を前提として、学習の集団や学習の時間、学ぶ順番、使用する教材・教具、学習課題、結論などが同一のものではなく、個々の子どもが自分に適したものを選択できる新たな授業形態に取り組むことで、一斉授業の強み弱みを教員と子どもが理解し、様々な授業形態を個々の得意に応じて選択できるといった授業の質の改善を図る。

コラム 子どもが学ぶ適切な方法や形態を考えた授業について

理科の昆虫の学習において、子どもたちは、単元の始めに昆虫を育ててみたいということに興味をもっていった。その際、教員の声掛けで教科書では、昆虫の体のつくりとすみか、育ち方の順で学習することについて知り、自分たちでどの順番で学習することがよいのかについて話し合った。子どもたちは自分たちの興味・関心から、まずは昆虫を育ててから体のつくりを勉強したいと思っていたが、なぜ教科書はこの順序なのかを話し合った結果、育てていた生き物が昆虫の特徴をもっていなければ学習のねらいは達成できないという話になり、教科書の流れで学習する結論に至った。

この教師の姿は、子どもたちの興味・関心を大切にしつつ、教科書の順序と比較するなど、学ぶ順番などを選択できるように委ねる「子ども観」に基づいた姿と捉えられる。また、どのようなことに気付いてほしいかを考えている「教材観」と合わせて、なぜこの学習をしているのかを語れる子どもをイメージした「指導観」を合わせもった姿と捉えられる。



基本施策 2 グローバルに活躍できる力の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
中学卒業段階で CEFR A1 レベル(英検 3 級)相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 (英語教育実施状況調査)	中学校 46.2%	中学校 75%※
「英語を使ってコミュニケーションを図りたいと思う(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童の割合 (堺市教育委員会調べ)	小 6 78.0%	小 6 80%

※令和3年度に目標値を達成したため、目標値を75%に上方修正。

■主な取組

◇グローバル化に対応した人材の育成

① 国際理解教育・多文化共生教育の充実 【小中】 [取組事項一覧](#)

校長のリーダーシップのもと、国際理解教育担当を中心に、相互理解に基づく多文化共生という観点をもち、互いの違いを認め、共に生きていく力や国際社会の一員として主体的に行動できる資質・能力の育成に努める。

◇英語教育の充実

① 小中学校における外国語教育の充実【小中】 [取組事項一覧](#)

中学校区において義務教育9年間で育成をめざす子どもの姿を共有し、中学校区ならではの特色を意識したカリキュラム・マネジメントや授業改善に努める。また、ネイティブ・スピーカーや ICT、中学校におけるオンライン英会話等により、アウトプット機会を創出し、言語活動を充実させることにより、さらなる外国語教育の充実を図る。

小学校中学年の「外国語活動」においては、「聞く」「話す」の音声を中心とした活動を通じて、外国語に慣れ親しみ、外国語学習への意欲を高め、外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

小学校高学年の「外国語科」においては、中学年の学びを土台に、「聞く」「話す」に加え、「読む」「書く」活動をとおして、自分の考えや気持ちを伝え合うことができる基礎的な技能を身に付ける。

中学校の「英語科」においては、小学校における指導との接続に留意しながら、英語で互いの気持ちや考えを伝え合う対話的な言語活動を行い、生徒が英語によるコミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動することで、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を育成する。なお、生徒が英語に触れる機会を最大限に確保するために、授業は英語で行うことを基本とする。

◇「子ども堺学」の推進（再掲）  **取組事項一覧**

①「子ども堺学」の取組の推進（再掲）【小中】

各校区の歴史・文化・自然などの特徴を生かし、「堺（地域）を学ぶ」「堺（地域）で学ぶ」、「子ども堺学」の
カリキュラムの実施に向けて、地域の教育資源や「子ども堺学 学習プログラム」を活用し、中学校区で一貫し
た取組を推進する。

総合的な学習の時間では、「子ども堺学」の視点を踏まえた探究的な学習活動を展開する。また、学校図書館に
「子ども堺学コーナー」を設置し、「子ども堺学」の調べ学習に活用できる蔵書の充実を図る。

基本施策 3 超スマート社会 (Society5.0) で活躍できる力の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
児童生徒の ICT 活用を指導する能力があると考える教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	76.6%	100%
インターネットやゲームなど、情報をやり取りするときのルールやマナーを守ることができる児童生徒の割合 (堺市教育委員会調べ)	—	小6 100% 中3 100%

■主な取組

◇ICT を活用した授業改善の推進及び情報活用能力の育成

① ICT を活用した授業改善の推進及び情報活用能力の育成【小中高支】 **取組事項一覧**

学びのコンパスをもとに、各教科学習の中で、ICT を最大限活用しながら、個々の子どもが学習する際、自分ごととして課題設定を行う探究的な学びの授業を実践する授業改善を組織立てて行う。

ICT の活用を前提とし、個々の子どもが自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう、子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、子どもの興味関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することが大切である。授業においては、学習の集団や学習の時間、学ぶ順番、使用する教材・教具、学習課題、結論などが同一のものではなく、個々の子どもが自分に適したものを選択できる新たな授業形態に取り組むことで、一斉授業の強み弱みを教員と子どもが理解することが大切である。

また、ICT の活用による学習履歴を生かした授業改善やカリキュラム改善を行う。

1人1台環境において、子どもたちが積極的に児童生徒用パソコンを活用して、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる情報活用能力の育成に努める。情報活用能力の育成については自校だけでなく中学校区等で情報活用能力チェックリストを活用し系統立てて育てられるようにする。

これらの取組について「学校力向上プラン」の評価項目に位置付ける。

◇プログラミング教育の充実

① プログラミング教育の充実【小中支】 **取組事項一覧**

予測困難な社会においては、情報や情報技術を受け身でとらえるのではなく、手段として活用していく力が求められており、プログラミング教育を含む情報活用能力を育成していくことはますます重要となる。これは高等学校の新学習指導要領において情報科の科目が再編され、全ての生徒が履修する「情報 I」が新設されたことや令和7年の大学入試共通テストにおいて出題されることとなったことから伺える。

このことを踏まえ、義務教育段階から円滑に接続できるよう、児童生徒用パソコンとプログラミング教材を活

用し、論理的思考力やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度等の育成を図る。

◇情報モラル教育の推進

① 情報モラルに関する指導の推進と啓発【小中】

児童生徒が学校にスマートフォン・携帯電話を持ち込むことは、原則として禁止する。

「ネットいじめ」やインターネット上のトラブル等を未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施する。

「堺市立学校スマホ・ネットルール5 “まもるんやさかい”」等を活用し、PTA と連携しながら各家庭に対してスマートフォン等の使用のルールを周知し、フィルタリングサービスの利用等に関する啓発を積極的に行う。

◇ICT を活用した家庭学習支援

① ICT を活用した家庭学習支援【小中】 **取組事項一覧**

児童生徒用パソコンを家庭に持ち帰り、個別最適な学びにおける「学習の個性化」を図る家庭学習の充実の一つとして、学校で配信した課題やドリルコンテンツに取り組む。ネット環境が整っていない家庭がある場合は、オフライン上でのドリルコンテンツの活用に加え、例えば、リコーダー等の練習、体育の表現活動の練習、図工や美術において身の回りの造形物の鑑賞等を撮影し、学校で共有することなどを行う。また、自主学習として調べたことを動画やプレゼンテーションソフトを活用してまとめたりすることなども考えられる。

感染症等による臨時休業が生じた際は、ICT を活用し、児童生徒と連絡をとったり、学習を進めたりするなど、児童生徒の心のケアと学びの保障を最優先に考え、最大限、可能な限り取組を充実させる。

基本施策 4 豊かな心の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「自分にはよいところがある(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 83.1% 中3 73.2%	小6 90% 中3 90%
「人が困っているときは、進んで助けている(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 89.3% 中3 85.4%	小6 94% 中3 90%

■主な取組

◇人権教育の推進

① 人権尊重の精神に立つ学校園づくり【全】

教育活動全体を通じて、多様性を認めあい、全ての子どもが自らの人権が尊重されていることを実感できる学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組む。それを基盤に、子どもたちの望ましい人間関係を形成し、自他の尊重や実践力を養う学習活動を行う。

② 校園種間の連携を見通した教育課程の編成【全】

教育活動全体を通じて、意図的・計画的に人権教育を実施するため、各学校園の実態や子どもの発達段階に応じた教育課程を編成する。その際、様々な人権課題の解決に向け、関係法令等の趣旨をふまえ、人権に関する知的理解と人権感覚の育成をバランスよく取り入れた年間計画を作成し、生活と結びつく人権教育を中学校区での情報共有や小々連携等の校園種間連携のもと、系統立てて行う。

③ 人権教育推進のための指導方法の工夫と、「人権教育教材集・資料」等の積極的な活用【全】

人権課題をテーマにした授業や人権課題の解決につながる学習を展開する際、子どもの「協力」「参加」「体験」を大切にするなど、子どもの発達段階に応じた指導の工夫を図る。また、大阪府教育委員会作成の「人権教育教材集・資料」や、本市作成の「堺版人権教育教材集・資料集」「指導資料(人権教育研修動画・学習指導案)」等を積極的に活用し、取組の深化・充実を図る。

④ 校園内推進体制の確立【全】

校園長のリーダーシップのもと、人権教育推進担当を中心に、教職員が一丸となって人権教育に取り組む体制を整える。人権教育の目標設定、指導計画の作成や教材の選定・作成、研修の企画立案などの取組を、組織的・継続的に行う。

⑤ 家庭・地域との連携【全】

家庭・地域へ積極的に取組を公開し、人権教育に対する理解促進、協力関係を構築する。子どもが肯定的に受容される基盤づくりを行い、人権に関する知的理解の深化や人権感覚の育成につなげていく。

◇学校・家庭・地域が一体となって取り組む道徳教育の推進

①「考え、議論する道徳」に向けた指導・評価の工夫・改善【小中】 ⇨ **取組事項一覧**

児童生徒が自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方について考えを深められるよう、授業の質的転換を図る。

本時のねらいの明確化、児童生徒が考える時間や意見交流する時間の設定など、発問や授業の構成を吟味し、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉え、組織的・計画的な評価を推進する。

②道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実【小中】

校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、中学校区における「めざす子ども像」に基づいて、組織的に道徳教育を展開できるよう指導体制を充実させる。道徳教育の全体計画に基づく年間指導計画を作成する際には、校長や教頭の参加による指導や、他の教員との協力的な指導などについて工夫し、学校や学年として一体的に指導を進める。

◇「堺・スタンダード」を軸とした豊かな情操を育む取組の充実

① 堺・スタンダードとして、全学校で「あいさつ」「朝読」「茶の湯体験」に取り組む【小中高】 ⇨ **取組事項一覧**

人とのかかわりあいを実感する「あいさつ運動」を計画的に実施し、その充実を図る。

朝の読書活動を継続的に実施し、児童生徒の読書に対する意識の向上を図る。

千利休生誕の地・堺に育つ子どもたちが、自国の伝統文化にふれ、「もてなしの心」を学び、豊かな心を育むことをねらいとして「茶の湯体験」を実施する。

以上3つの取組を堺・スタンダードとして全校で実施する。

基本施策 5 健やかな体の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
体力テストの堺市の平均値(全国を100とした場合) (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小5 98.3 中2 95.4	小5 102 中2 102
「朝食を毎日食べていますか」という設問に対し 「全くしていない」「あまりしていない」と答えた 児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 5.8% 中3 9.2%	全国値以下

■主な取組

◇体力向上に向けた取組の充実

① 体力向上のための計画的な取組【小中】

「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果等の分析・検証により、体力・運動能力等の課題を把握する。また、課題改善に向けた自校の体力向上の取組を全教職員で確実に実施する。

体力向上やスポーツに対する教職員、子ども自身の意識高揚を図る。

② 運動の楽しさを実感できる授業改善【小】

学習指導要領の改訂のポイントである、「運動が苦手な児童や運動に意欲的ではない児童への指導の在り方に配慮すること」を踏まえ、体を動かすことの心地よさや運動の楽しさを実感できるような授業を展開するために、「小学校体育指導の手引」を積極的に活用する。

③ 「堺スポーツチャレンジランキング」へ参加し、運動習慣の確立を図る取組を推進【小】

全ての小学校が「堺スポーツチャレンジランキング」へ積極的に参加し、敏捷性、持久力等の向上に効果のある「大縄を活用した運動」に取り組み、運動習慣の確立を図る。

④ 小中一貫した中学校区での運動やスポーツに親しめる環境づくり【小中】

各中学校区で、学校力向上プランを活用し、中学校保健体育科教員と小学校教員が体力の現状等を共有し、相互に体育の授業を見学・交流する等、義務教育9年間を見通した体育指導の充実に努める。

また、体力向上に向けて家庭・地域と連携した取組を推進するなど、子どもたちが運動に親しむ機会の充実や運動する習慣、意欲、能力を高める環境づくりに取り組む。

◇部活動の活性化の支援

① 部活動の充実と活性化【中高】

「体力向上・部活動推進事業」や「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」の積極的な活用、指導者研修会への主体的な参加等により、部活動参加生徒の自尊感情の高揚につながる活動内容の充実や指導方法の工夫・改善、活性化を図り、安全で魅力ある部活動を実施する。

② ノークラブデーの設定【中高】

運動部活動については、スポーツ医・科学の観点から、スポーツ障害や、興味・意欲が低下して起こるバーンアウトが生じないように十分留意すること。また、文化部の長時間に及ぶ活動についても課題となっていることから、「ノークラブデー」の設定を明確にする等、適切な指導計画を立て、心身のリフレッシュや疲労回復につながる取組を一層推進する。

「ノークラブデー」は、平成30年度に改訂した「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」を踏まえ、学期中は、週当たり平日1日、土日1日の計2日以上以上の休養日を設ける（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）。また、長期休業中は学期中に準じた扱いを行い、ある程度長期の休養期間を設ける。

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

◇保健指導の推進

① がんに関する教育の実施【小中】

小学6年と中学2年を対象に、健康教育の一環として、「がんに関する教育【第3版】指導資料」等を活用し、がん予防の啓発や望ましい生活習慣を身に付けさせる。

② 学校保健委員会の活性化【全】

子どもたちの健康課題について実態把握を行い、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、家庭、地域の関係機関等と連携し、学校の健康課題について協議し、指導助言等を踏まえたうえで、保健教育の充実を図る。

また、子どもたちが健康で安全な学校生活を送ることができるよう、学校医・学校歯科医・学校薬剤師や家庭、地域の関係機関等と連携し、学校保健、学校安全等についての取組を推進する。

◇食育・睡眠教育の推進

① 組織的・計画的な食育の推進と評価【全】

食に関する指導について、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じ、学校教育活動全体を通じて主体的に行動できる子どもを育成するために組織的・計画的に推進する。また、実施状況やその成果について定期的に評価を行い、取組の改善を図る。例えば、「学校力向上プラン」（自己評価、学校関係者評価）に食育に関連する項目を位置づけ（※）たり、「食に関する指導の全体計画」内の成果指標や活動指標の達成状況を定期的に評価したりし、食に関する指導の実施状況や成果・課題について教職員が共通理解を図り、食に関する指導に全教職員で取り組む。

(※) 自己評価、学校関係者評価の両方、もしくはそのいずれかに食育に関連する項目を位置づける。

(参考) 学校力向上プランの項目と食育との関連の整理 (特に関連が深い内容のみ記載)

項目	「具体目標」、「具体的な取組」において、食育に関連するキーワード	食育の視点
健やかな体	生活習慣、食生活、朝食、体力、健康、7つのやくそく (早寝早起き、朝ごはん)	①食事の重要性 ②心身の健康 ③食品を選択する能力 等
豊かな心	豊かな人間性、社会性、人間関係、協力、あいさつ、生命の尊重、文化の尊重、マナー、7つのやくそく (家族との対話)	④感謝の心 ⑤社会性 ⑥食文化 等
地域協働	教育活動について学校 HP 等において情報発信 (健康教育・食育・学校給食についての情報発信、献立表、食通信の配付等を想定)	上記視点①～⑥のすべて

② 睡眠教育「みんなく」の推進【全】

医学的に必要とされる睡眠時間は、小学生で9～10時間、中学生で8～9時間とされており、令和4年度 CBT による堺市学習・生活状況調査結果によると、必要睡眠時間が確保されている児童生徒の割合は、小学校6年生でR3 46%→R4 45% (22時までで就寝)、中学校2年生でR3 39%→R4 42% (23時までで就寝) となっている。

睡眠時間が短くなる要因として、ゲームやパソコン、スマートフォン等の長時間使用があげられ、同調査でもこれらの使用時間が長くなるにつれ、睡眠時間が短くなっている。

児童生徒の睡眠改善には、睡眠の大切さやスムーズに寝るための方法などを伝えるとともに、ゲームやパソコン、スマートフォン等の使用方法を考えさせることが大切である。

睡眠の乱れが子どもたちの健康障害を引き起こし、学習意欲の低下、情緒不安定につながるという医学的根拠や研究データを踏まえ、引き続き各校において睡眠教育「みんなく」を軸に「家での7つのやくそく」の定着を図る。

基本的な取組として、児童生徒の睡眠実態を把握するとともに、睡眠に関する知識を学ぶ授業や個別面談等を進める。また、幼児児童生徒の睡眠改善は、保護者や地域の協力が欠かせないことから、PTA や自治会等と連携し、幼小中連携等により中学校区で啓発を行う。

部活動の充実に向けて

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連を図る。

◆自尊感情の高揚と個性の伸長

子どもの自尊感情を高め、自主性・主体性を尊重し、個性の伸長を図るため、望ましい活動日数・活動時間を検討し、生徒の能力に応じた練習計画を立て、計画的に実施する。なお、各部活動の年間活動計画及び毎月の活動計画は学校で適切に保管・管理すること。

◆安全で安心な活動環境づくり

常に子どもの体調管理、施設点検・用具点検に努め、安全に活動するためのルールやきまり等が確実に実行されるよう、日ごろから周知徹底した指導を行うなど、安全で安心して活動できる体制・環境づくりに取り組む。

◆ノークラブデーの設定

生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、「ノークラブデー」の設定を明確にし、心身のリフレッシュや疲労回復につながる取組を一層推進する。

◆専門的指導力の向上

他校との交流や外部人材の活用を含めた地域との連携を積極的に行い、各種目における専門的指導力の向上に努め、効果的で充実した活動を展開できるよう心がける。

◆望ましい人間関係の構築と責任感・規範意識の高揚

子ども同士の望ましい人間関係の構築を図り、集団の一員としての責任感・連帯感を培い、あいさつやルールの遵守を通して、規範意識の高揚に努める。

◆基礎的な知識・技能の習得と体力・健康の増進

子ども一人ひとりの目的に応じた適切な練習内容の設定により、知識の習得や体力・専門的技能の向上及び生涯に向けた健康的な生活習慣の実現を図る。

◆部活動ハンドブックの積極的な活用

部活動の意義をはじめ、安全管理や発育・発達段階に応じた適切な指導方法、種目別事故防止ガイドライン等を記載した「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって - 」を学校ホームページに掲載した上で、積極的に活用し、充実した部活動を展開できるように努める。

○部活動を含め、学校における体罰等を防止するためには、個々の教職員の人権尊重に関する意識を高め、学校として体罰やセクシュアル・ハラスメントを「しない」、「させない」、「許さない」という風土を校内に醸成することが重要である。平素から児童生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整備し、児童生徒の学校生活の状況の把握に努めるとともに、教職員間で互いに「注意する」「指導する」「助言する」ことができる開かれた組織を確立する。

○体罰やセクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口の設置及びその趣旨について、子ども・保護者に対し周知徹底する。

基本施策 6 特別支援教育の推進

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「特別支援教育研修及び校園内研修等により、教員の特別支援教育に関する専門性や指導力が向上している(当てはまる・どちらかと言うと当てはまる)」と答えた学校園の割合 (堺市教育委員会調べ)	—	100%

■主な取組

◇インクルーシブ教育システムの構築をめざす取組、支援体制・相談機能及び通級指導教室の充実

①それぞれの子どもの特性に応じた指導・支援の充実【全】 ☞取組事項一覧

それぞれの障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた学びの場において、指導内容や指導方法の工夫、切れめない支援の実施、指導の核となる自立活動の充実、合理的配慮の提供等を、安全で安心できる校園内体制のもと、計画的・組織的に行う。その際、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用する。

校園内体制整備には、全ての子どもにわかりやすい授業や、誰もが過ごしやすい集団、学習環境の整備をめざす。さらに、ICT 機器やツールを効果的に活用する。

② 特別支援教育コーディネーターを核とした校園内委員会の機能の充実【全】 ☞取組事項一覧

特別支援教育コーディネーターは校園内委員会の運営・推進、関係機関との連携を行う。また、保護者にその存在を周知し、相談窓口となる。

校園内委員会では、特別支援教育コーディネーターが研修等で学んだことを活かし、障害のある子どもに対する具体的な支援の方法や合理的配慮の提供等を検討する。

③ 就学相談・進学相談の充実【小中】

小学校を窓口とする就学相談及び中学校への進学相談を実施する。中学校への進学相談は、小中連携に基づく情報共有及び相談を実施する。切れめない支援のため、いずれの相談においても、教員と子ども及びその保護者との信頼関係を構築し、互いに理解し合うことを心がけながら丁寧な話し合いによる合意形成や支援の充実に努める。

④ 通級指導教室と連携した指導の充実【小中】

通級指導教室での指導・支援を一層充実させ、通級指導教室における学びが通常の学級において活かされるよう、学校体制の充実を図る。

⑤ 支援学校との交流及び共同学習の促進【支】

支援学校に在籍する子どもの居住地校交流や支援学校との交流及び共同学習を促進する。

◇特別支援教育における教員の専門性や指導力の向上

① 障害のある子どもの理解、適切な指導や必要な支援の充実【全】 ☞取組事項一覧

特別支援教育コーディネーターを中心として校内研修を組織的に計画し、教員の障害への理解、支援学級担任研修等の共有、支援を必要とする子どもの在籍する学級集団への指導法など、教員の専門性の向上等に努める。

② 支援学校のセンター的機能の発揮【支】

支援学校の専門的な知識や技能を活かし、地域における特別支援教育の充実に努める。

③ 支援学校のセンター的機能の活用【幼小中高】

支援学校のセンター的機能の一つである教育相談を活用し、障害のある子どもの教育的ニーズに対応する。教員の特別支援教育に対する理解を深めるため、支援学校と連携する。

基本施策 7 つながる教育の推進

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
スタートカリキュラムを編成・実施後に、評価改善を行っている小学校の割合 (堺市教育委員会調べ)	19.6%*	100%
前年度までに、近隣等の小中学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 59.8% 中学校 69.8%	小学校 62% 中学校 72%
「堺高校の進路指導は充実している(よくあてはまる・ややあてはまる)」と回答した生徒の割合 (学校調べ)	高 3 79%	高 3 90%

■主な取組

◇幼児教育と小学校教育の連携・接続の強化

① 幼保小合同研修会への参加とカリキュラム・マネジメントの推進【幼小】 ☞取組事項一覧

幼小接続にあたっては、架け橋期のカリキュラムの充実に向けて、幼保小合同研修会に参加するとともに、情報交換やグループワーク等を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や互いの教育課程についての理解を深める。

幼稚園においては、各園が設定した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程を編成・実施する。特に、5歳児後半については、「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」に示す「接続期に大切にしたい5つの生活と遊び」も踏まえつつ、生活への見通しをもたせることや協働して遊ぶ体験を積み重ねることを重視する。また、幼児理解に基づき、教育課程の実施状況を評価し、改善を図るカリキュラム・マネジメントを推進する。

小学校においては、幼児期の学びへの理解を深め、特に小学校入学当初において、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割を設定する等、スタートカリキュラムを編成する。また、入学後の児童の実態に応じて指導計画を修正する等、その実施状況を評価する機会をもち、適宜改善を行う。

◇幼児教育センター機能の充実と公立幼稚園の研究実践機能の強化

① 公立幼稚園の研究実践機能の強化【幼】 ☞取組事項一覧

幼稚園教育要領に基づくスタンダードな教育を着実に実施するとともに、配慮を必要とする幼児への支援のあり方等、市全体の課題やニーズを踏まえた実践的な研究や先導的な取組を行い、地域の研究実践の拠点として、幼児教育センターと連携しながらその成果の蓄積と発信を行う。

* 学習指導要領移行期における参考値を示しています。

◇全中学校区における小中一貫教育の充実

① めざす子ども像の共有及び評価改善による小中一貫教育の推進【小中】

学習指導や生徒指導の傾向や課題をもとに、中学校区で義務教育9年間のめざす子ども像「小中一貫グランドデザイン（全体構想）」を共有するとともに、各学校において「具体目標」を学校力向上プランに位置づける。具体目標をもとに、「評価項目」「判断基準」を設定し、「進捗状況」「自己評価」「関係者評価」等を通して、検証改善サイクルを確立し、めざす子ども像の実現に向けた取組を実施し、小中一貫した教育の推進に努める。

② 小中一貫教育推進体制のより一層の強化【小中】

小中一貫教育担当教員や生徒指導主事、研修主任等を軸に、中学校区における小中一貫教育の推進体制を構築し、教育課程の接続をはかるための会議を積極的に行ったり、中学校区の課題に応じた小中合同研修を実施したりする。また、同一中学校区の小学校が情報を共有する機会を計画的に設け、中学校区のめざす子ども像の実現に向けた取組を推進する。

③ 「キャリア・パスポート」を活用した系統的なキャリア教育の推進【小中高】

児童生徒が社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、特別活動を要とし、各教科等の特質に応じて、系統的なキャリア教育の充実を図る。

自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、自己実現につなげるため、キャリア・パスポートを活用する。

中学校では、1年生から「キャリアマップ」を効果的に活用して、本市の伝統的・特徴的な職業を知るとともに、生徒が自己の能力・適性等についての理解を深めることを目的とした職場体験活動等の体験的な学習活動の機会を教育計画に位置付ける。

◇ゆめを実現する高等学校教育の推進

① 生徒の創造性、独創性を高める指導法、教材開発の取組【高】

生徒の学習意欲を高め、自己のキャリア形成の方向性と関連付けて、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習を振り返ることのできる、「主体的な学び」を実現させる。

各教科における研修を充実させるとともに、教科横断的な学びや「主体的・対話的で深い学び」について、学校としての考え方を整理し、指導事例を共有しながら教育の質を向上させる。

② 学校力・教師力の向上【高】

教職員一人ひとりが新学習指導要領等の趣旨を理解し、教育活動の質を高めるカリキュラム・マネジメントの確立を図り、探究的な学びを充実させる。

教職員は、人権に関わる知的理解と豊かな人権感覚が求められる。校内研修等で自己研鑽を重ね、様々な人権課題に対応する力を身に付ける。

③ 豊かな人間性・心身の健康の育成【高】

それぞれのゆめを抱く生徒が相互に交流し、切磋琢磨しながら、「総合的な学力」を育成し、高い知性・豊かな人間性・心身の健康の育成を推進する。

中学生やその保護者に「堺高校のよさ」を周知し、唯一の市立高等学校として、創造力豊かな人材の育成を図る。

生徒の自尊感情を醸成し、人権の大切さを理解させ、実生活とつながる人権教育を充実させる。

④ 新学習指導要領への対応【高】

令和4年度から新学習指導要領が年次進行で実施されていることから、適切な教育課程の編成を行うとともに、学習評価の改善について、教員一人ひとりが教育課程説明会や校内研修などの様々な機会をとらえ、学習評価を更に充実し、その質を高める。

⑤ 地域に貢献する学校づくりの推進【高】

「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の学校、企業などと連携・協働しながら、生徒に育成すべき資質・能力を育み、堺を愛し、堺に誇りをもち、地域貢献できる人材を育成する。

デジタル技術やデータサイエンスなどの情報活用能力やプログラミング能力を高めるなど、地域の産業振興に求められる資質・能力を育成する。

⑥ 高大接続と進路指導の充実【高】 ☞取組事項一覧

高大接続の見直しを持ち、教育課程を適切に編成・実施し、改善を図るとともに、指導や評価を充実させる。高等学校卒業後の生徒の姿を見直し、学校教育と社会との接続を意識した進路指導の改善・充実を進める。知識の理解の質を高め、思考力・判断力・表現力を高めるための指導をより一層充実させ、大学入学共通テスト等に対応する。

生徒一人ひとりに対応した進路指導（各教科指導、小論文、面接等）の充実を図る。

⑦ 義務教育段階との円滑な接続の推進【高】

義務教育での学びの状況を踏まえたうえで、高等学校教育に円滑に接続できるよう、指導方法の改善・充実に努める。

⑧ 特色ある定時制教育の推進【高】

必要に応じて学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成するとともに、生徒の各専門分野の技術・技能の習得と各種資格取得に対する支援を積極的に行う。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1)健康な心と体	幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
(2)自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
(3)協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
(4)道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
(5)社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
(6)思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
(7)自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にしたい気持ちをもって関わるようになる。
(8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
(9)言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
(10)豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

(平成 29 年告示 幼稚園教育要領より)

基本施策 8 学びの機会の確保

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等*での 相談・指導等を受けた人数の割合 (堺市教育委員会調べ)	59.6%	100%

<参考指標> 不登校児童生徒数(千人当たりの児童生徒数)

現状値(令和元年度): 小学校 7.7 人、中学校 30.8 人(堺市教育委員会調べ)

■主な取組

◇不登校、病気療養児童生徒等への支援の充実

① 不登校の効果的な支援【小中高支】 取組事項一覧

令和4年度、本市の不登校児童生徒数及び千人率は、小学校、中学校ともに増加している。

不登校児童生徒数の減少に向けては、新たな不登校が生じないような魅力ある学校づくりを行うとともに、不登校を長期化させないための初期対応の充実、長期的に欠席している児童生徒への社会的自立をめざした支援を強化する必要がある。

不登校の効果的な支援として、授業改善による「どの子もわかる授業づくり」に取り組むとともに、児童生徒との信頼関係を築くことや児童生徒相互の望ましい人間関係を育てることを通して、居場所づくりや仲間づくりなどの取組を進める。

また、休み始めた児童生徒や長期的に欠席している児童生徒が、どのような状態にあり、どのような支援を必要としているか、「不登校対策委員会」等で見極めを行い、「だれが・いつ・どのような関わりをすべきか」について検討すること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、アセスメントを行った上で、適切かつ迅速に対応するとともに、組織的かつ継続的な支援体制を整える。

なお、不登校の要因として、虐待があるにもかかわらず、適切な対応が滞り、かけがえのない命をなくしている事象等が生起していることを踏まえ、欠席理由について注意を払い、虐待への適切な対応とあわせて迅速な対応が必要である。

特に、中学校1年で増加する不登校に対しては、小学校6年以前の状況にも着目し、小学校が把握している年間30日に至らない欠席状況や別室登校などの不登校の予兆を含めた状況を中学校と十分に共有するなど、小中連携や、学校と区役所等が連携し、不登校の効果的な支援に取り組む。

長期の対応が必要な場合は、段階的な指導の必要性を保護者に十分説明し、理解を得ながら、別室指導や家庭訪問等の対応とともに、ICTを活用した学びの支援や、学校外の公的施設(教育支援教室等)や民間施設(フリースクール等)を活用することなどを検討する。その際、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路等を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす。

* 不登校児童生徒の学校復帰や学習面、生活面等について支援するために相談・指導を行う専門職や専門機関で、学校内においては養護教諭やスクールカウンセラー等、学校外においては教育支援教室や児童相談所、民間施設(フリースクール)等をさします。

また、不登校の未然防止、早期解消に重点を置き対策を強化する「不登校対策アクションプラン」を踏まえ、学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目標とし、学校や教育委員会だけにとどまらず、本市全体で不登校の状態に対して向き合い、状況に応じた取組を推進する。

◇中学校夜間学級による教育の充実

① 中学校夜間学級における教育の充実【夜中】

教育課程の基礎的・基本的な内容の定着を図るために、生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実に努め、また、高校進学等をめざす生徒に対して進路指導の充実に努める。

◇日本語指導体制の充実

① 日本語指導担当教員を中心とした指導体制の充実【小中】 **取組事項一覧**

日本語指導が必要な児童生徒の把握、指導に関する計画等、日本語指導担当が中心となり、「特別の教育課程」を編成する。又、国際理解教育担当や担任等と連携し、外国人児童生徒等への指導や支援に努める。

◇ICTを活用した家庭学習支援（再掲）

① ICTを活用した家庭学習支援【小中】 **取組事項一覧**

児童生徒用パソコンを家庭に持ち帰り、個別最適な学びにおける「学習の個性化」を図る家庭学習の充実の一つとして、学校で配信した課題やドリルコンテンツに取り組む。ネット環境が整っていない家庭がある場合は、オフライン上でのドリルコンテンツの活用に加え、例えば、リコーダー等の練習、体育の表現活動の練習、図工や美術において身の回りの造形物の鑑賞等を撮影し、学校で共有することなどを行う。また、自主学習として調べたことを動画やプレゼンテーションソフトを活用してまとめたりすることなども考えられる。

感染症等による臨時休業が生じた際は、ICTを活用し、児童生徒と連絡をとったり、学習を進めたりするなど、児童生徒の心のケアと学びの保障を最優先に考え、最大限、可能な限り取組を充実させる。

基本施策 9 学校マネジメント力の向上

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいる(よくしている、どちらかといえばしている)」と答えた学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 94.6% 中学校 97.7%	小学校 100% 中学校 100%

<参考指標> 年間勤務時間外在校等時間が 360 時間を超える教育職員の割合 (堺市教育委員会調べ)
現状値 (令和元年度): 47.9%

■主な取組

◇R-PDCA サイクルによる学校経営の推進

①「学校力向上プラン」を核とした R-PDCA サイクルの確立による学校運営【全】

めざす子ども像の実現に向け、昨年度の成果と課題を踏まえ、小中一貫グランドデザインをもとに、「確かな学び」「豊かな心・健やかな体」等における具体的な目標・評価項目等を組織的に設定し、全教職員で取り組む。年度途中には取組の進捗状況の確認を行い、改善を進め、年度末には自己評価を行い、成果と課題を明らかにする。また、学校関係者評価を実施し、次年度の取組の改善につなげる。

学校力向上プランについて、目標設定、進捗確認、評価の実施後には、その都度、学校ホームページに公表する。

②「堺版コミュニティ・スクール」の推進【小中】

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、育成をめざす資質・能力を家庭や地域の関係者に周知する。

「学校協議会」を設置し、地域協働担当教員やコーディネーターを中心に積極的に地域・保護者と連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす。

③ 適正な人事評価による教職員の育成【全】

校園長は教職員と目標を共有し、その達成に向けた適切な指導・助言を行う。また、人事評価制度の実施目的や評価基準、規則等を正確に把握し、教職員の取組過程及び成果並びに発揮した能力を、事実に基づき、より適正に評価し、人材の育成を図る。

◇多様な専門家や関係機関との連携・協働

① 多様な専門家や関係機関との連携・協働【小中高支】

学校が抱える課題は、複雑化・困難化し、教職員だけで対応するのは質的にも量的にも難しくなっている。

教職員が、法律や心理、福祉、医療などの専門家や関係機関などと連携・協働し、チームとして課題解決に取り組む体制を構築する。

特にいじめや不登校などの深刻化を防ぐには、校内での組織的な対応に加え、状況に応じて弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、区役所、子ども相談所、警察等の関係機関と連携・協働する。

◇学校業務の効率化・適正化の推進

① 教職員の働き方改革の推進【全】 **取組事項一覧**

中教審の答申や緊急提言を踏まえ、真に必要な教育活動を見極めたうえで、校園長のリーダーシップのもと、勤務時間外在校等時間が年 720 時間以内となるよう、勤務時間や業務量の適正な把握・管理に取り組む。教育的効果や子どもの学びの状況を十分に踏まえたうえで、授業時数の適正化や ICT の積極的な活用推進、学校行事の精選及び内容・準備の見直し・簡素化等、これまでの「当たり前」を見つめ直し、できることは直ちに着手し、教職員の多忙化の解消及びウェルビーイング向上のための取組を推進する。教育委員会は、校園長がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう、必要な指示や支援等を行い、これを強力に後押しする。

◇教職員のメンタルヘルス対策の充実

① 教職員が心身ともに健康で、いきいきと働ける環境づくり【全】 **取組事項一覧**

教職員一人ひとりが心身ともに健康で、子どもと十分に向き合える環境づくりの実現に向けて、ストレスチェックを積極的に受検し、その結果を定期的に開催する衛生委員会において取り上げるにより学校園におけるストレスマネジメントの向上をはかる。また産業医による健康相談やメンタルヘルスに関する各種窓口を積極的に周知、活用していくことにより、教職員のメンタルヘルスの不調の予防、早期発見・早期対応、職場復帰支援・再発防止に取り組む。